

金融円滑化に関する基本方針並びに体制の概要

第1 借入条件の変更等の実施に関する方針

当金庫では、中小企業金融円滑化法の施行を受け、平成22年1月20日に「地域金融円滑化のための基本方針」(別紙)を制定しました。当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、「地域金融円滑化のための基本方針」に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでおります。

第2 借入条件の変更等の状況を適切に把握するための体制の概要

(1) 金融円滑化管理規定における金融円滑化管理体制

当金庫は、地域金融の円滑化に資するため、「金融円滑化管理規定」を制定し、金融円滑化管理に関する組織体制、及び役割を以下の通り定めております。

- ・ 理事会は、金融円滑化管理に係る最終責任機関として、「金融円滑化管理方針」を定め、組織全体に周知を図ります。
- ・ 常勤理事会は、「金融円滑化管理方針」に基づく金融円滑化管理を行うため、庫内の連絡・報告体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて、管理体制の改善を図ります。

(2) 金融円滑化統括責任者、金融円滑化管理責任者、金融円滑化管理担当者

「金融円滑化管理規定」では、本部において、金融円滑化統括責任者ならびに、金融円滑化管理責任者、金融円滑化管理担当者を配置し、金融円滑化に関する各事項の任にあっております。

- ・ 金融円滑化統括責任者は、融資部担当理事がその任にあたり、金融円滑化管理全般を統括、管理します。
- ・ 金融円滑化管理責任者は、融資部長がその任にあたり、金融円滑化に係る適切な管理を確保する態勢の整備・確立に努めます。
- ・ 金融円滑化管理担当者は、審査課長および経営相談課長がその任にあたり、金融円滑化管理の適切な実施にむけて、金融円滑化に係る営業店の啓蒙、実施状況の記録・報告のほか、改善計画の策定指導、計画の進捗管理などを行います。

(3) 金融円滑化営業店責任者、金融円滑化営業店担当者

「金融円滑化管理規定」では、営業店において、金融円滑化営業店責任者と金融円滑化営業店担当者を配置します。

- ・ 金融円滑化営業店責任者は、営業店長がその任にあたり、金融円滑化の情報収集等、適切な

顧客対応の指導監督に努めます。

- ・ 金融円滑化営業店担当者は、融資担当役席がその任にあたり、金融円滑化に係る窓口対応と記録・報告に努めます。

第3 借入条件の変更等に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

(1) 金融円滑化苦情相談責任者、金融円滑化苦情相談担当者

「金融円滑化管理規定」では、本部に、金融円滑化苦情相談責任者、金融円滑化苦情相談担当者を配置し、金融円滑化に係るお客様からの苦情相談に対し適切な対応を図ることとしております。

- ・ 金融円滑化苦情相談責任者は、法務部長がその任にあたり、金融円滑化に係る苦情相談への適切な対応の検証と報告を行います。
- ・ 金融円滑化苦情相談担当者は、お客様相談室長がその任にあたり、金融円滑化に係る苦情相談の適切な受付と報告を行います。

(2) 金融円滑化に係る苦情相談専用回線

金融円滑化に関する受付用に専用のフリーダイヤル電話回線を設置し、「地域金融円滑化のための基本方針」に記載して店頭で開示しております。

第 4 借入条件の変更等を行った中小企業者であるお客様の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制

(1) 営相談課による支援

当金庫では、お客さまの事業に関する改善または再生のための支援につきましては、従来から、本部担当部署である経営相談課にて対応しております。

「金融円滑化管理規定」では、金融円滑化管理担当者の役割に、改善計画の策定支援および事後管理を定め、営業店と連携してお客様の支援に努めることとしております。

(2) 経営相談会の開催

当金庫では、従来から、地域の事業者さまを対象とした経営相談会を開催しております。営業店において順次開催する定例相談会のほか、お客様の依頼により個別に訪問する機会も設けております。

以上

平成 22 年 1 月 20 日

地域金融円滑化のための基本方針

兵庫信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

金融円滑化への対応を定めた、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を制定します。

本部に、金融円滑化統括責任者 および 金融円滑化管理責任者 を設け、取組状況に関する検討・分析、並びに、関連部署への指示・指導を徹底します。

営業店において、営業店長を金融円滑化営業店責任者 および 融資担当役席を金融円滑化営業店担当者として選任し、お客様からの「金融円滑化相談窓口」として対応します。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や兵庫県信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

なお、お客様からの貸付条件の変更等に関するご意見や苦情相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室 (専用フリーダイヤル)

0 1 2 0 - 6 8 5 - 1 2 3

取扱時間 平日 午前 9 時 ~ 午後 5 時

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者である場合〕

兵庫信用金庫

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,703	13,015						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	1,504	8,544						
うち、実行に係る貸付債権の額	938	6,168						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	3	59						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	563	2,296						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	19						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	1,198	4,471						
うち、実行に係る貸付債権の額	332	3,138						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	38						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	865	1,220						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	74						

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

兵庫信用金庫

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	149	695						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	59	309						
うち、実行に係る貸付債権の数	20	248						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	7						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	38	51						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	3						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	90	386						
うち、実行に係る貸付債権の数	26	284						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	7						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	64	90						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	5						

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

兵庫信用金庫

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	385	4,068						
うち、実行に係る貸付債権の額	147	2,543						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	3	19						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	234	1,505						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0						

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

兵庫信用金庫

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	30	126						
うち、実行に係る貸付債権の数	4	90						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	4						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	25	32						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0						

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

兵庫信用金庫

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	106	716						
うち、実行に係る貸付債権の額	0	437						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	106	237						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	41						

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

兵庫信用金庫

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	8	52						
うち、実行に係る貸付債権の数	0	33						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	8	14						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	5						